

# 川崎市 住まい助成制度等ご案内

融資・助成制度等一覧ガイド



川崎市にお住いの方へ、  
ご存知でしたか？！

川崎市には、住まいに関する  
様々な助成制度があります。  
ぜひ、ご参考にしてください。



2022

# 利用方法・目次



## 本書の利用方法

※本書は、対象一覧表になっています。

各制度には、概要、所管、連絡先が記載されています。

※本書は、制度の概要のみ記載しています。詳しい内容は、所管・連絡先までお問い合わせください。

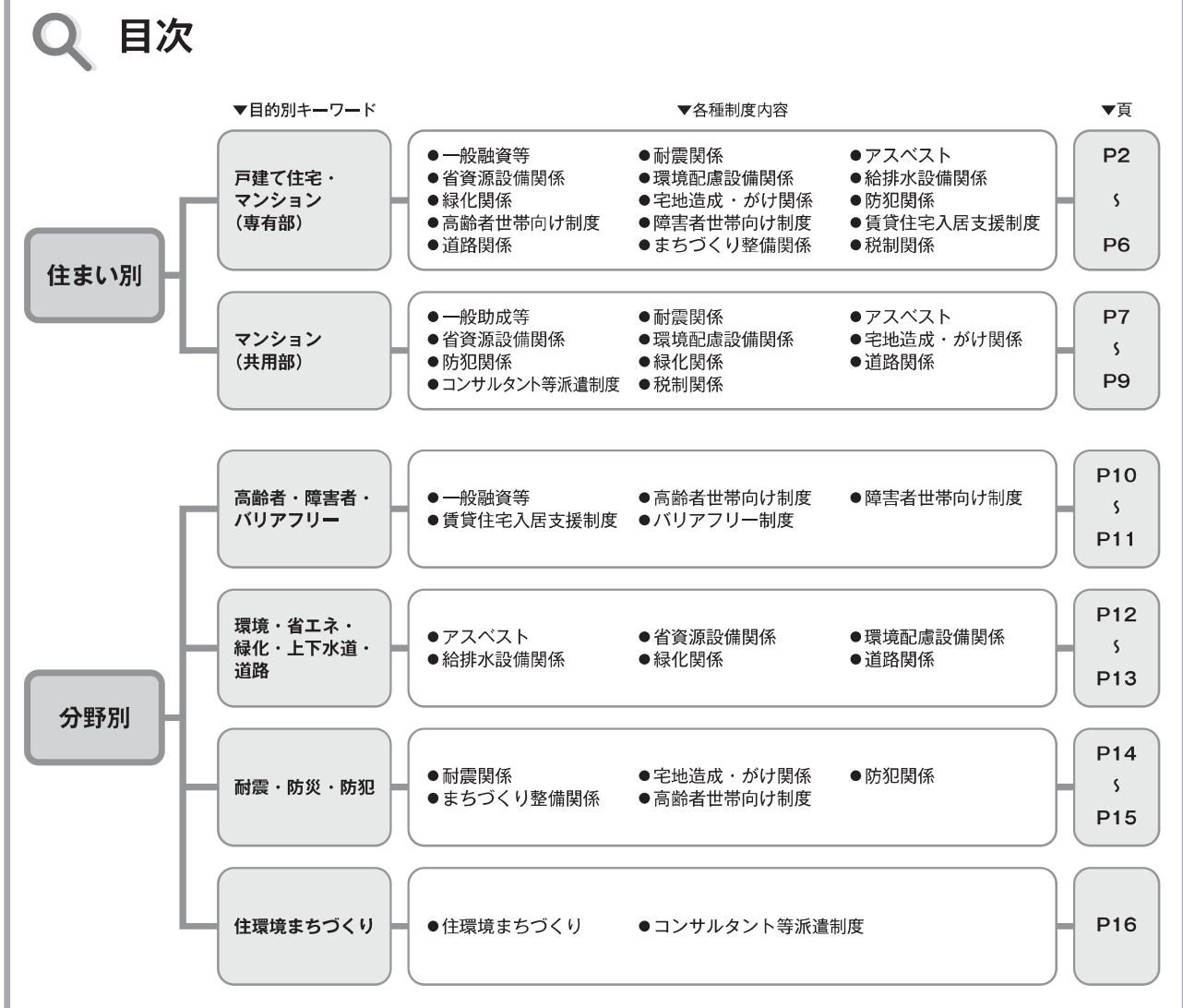


### ご注意

※各制度を利用するには条件がありますので、利用の可否については、必ず各所管にてご確認ください。



## 目次



# 川崎市における 住まいに関する融資・助成等制度一覧表

## 戸建て住宅・マンション（専有部）

住まい別

### 一般融資等

制度名	所管・連絡先	制度概要
勤労者生活資金貸付制度	経済労働局労働雇用部 ☎044-200-2271	生活資金（住宅の増改築・修繕費等を含む）について市と提携する金融機関が低利で融資する。

### 耐震関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
木造住宅耐震診断士派遣制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行うために川崎市に登録された診断士を無料で派遣する。
木造住宅耐震改修助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事費用の一部を助成する。
建築相談員無料派遣制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎044-200-3017	過去に市の木造住宅耐震診断士派遣制度を活用して耐震診断を行った方に、耐震改修やリフォーム等のアドバイスを行う建築相談員を無料で派遣する。
耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎044-200-3017	耐震診断を義務化する道路に接する旧耐震基準の建築物について、耐震診断に要する費用の一部を助成する。耐震性が低いものについては、耐震性を高めるための工事費用の一部、または、除却（一棟すべて）費用の一部を助成する。
耐震シェルター等設置助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎044-200-3017	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用の一部を助成する。

### アスベスト

制度名	所管・連絡先	制度概要
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	まちづくり局建築指導課 ☎044-200-2757	吹付けアスベストの含有調査の費用の一部を補助する。

### 省資源設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
家庭用生ごみ処理機等購入費助成制度	環境局減量推進課 ☎044-200-2579	家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等を購入する際、その一部を助成する。

### 環境配慮設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業 (スマートハウス補助金) (個人住宅)	環境局脱炭素戦略推進室 ☎044-200-3873	住宅にエネルギー管理装置と併せて太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、ビーコル・トゥ・ホームシステム、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等を導入する際に、その費用の一部を補助する。(補助には条件・基準あり)

# 戸建て住宅・マンション（専有部）

住まい別

## 給排水設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
水洗便所設備費助成制度	上下水道局下水道管理課	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、し尿浄化槽を廃止する工事の費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-0351	
水洗化改造特別助成工事	上下水道局下水道管理課	生活保護を受けている世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造する場合、特別助成として市が工事を施行する。
	☎ 044-200-0351	
水洗便所改造等融資あっせん制度	上下水道局下水道管理課	くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、し尿浄化槽を廃止する場合、費用の一部について取扱金融機関に融資のあっせんをし、利子補給を行う。
	☎ 044-200-0351	
私道共同排水設備敷設助成制度	上下水道局下水道管理課	既設の私道に共同排水設備を敷設する場合の費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-0351	
私道共同排水設備修繕助成制度	上下水道局下水道管理課	既設の私道共同排水設備を修繕する場合の費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-0351	
私道内公共下水道整備制度	上下水道局下水道管理課	公道移管が困難な私道に対して、申請により市が公共下水道を整備する。
	☎ 044-200-0351	
浄化槽の設置に融資、助成	環境局収集計画課	公共下水道が完備していない区域で浄化槽による水洗トイレを設置する場合の融資と助成を行う。
	☎ 044-200-2585	

## 緑化関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
緑化助成事業	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	<p><b>【屋上・壁面緑化】</b> 建物の屋上・壁面を利用して緑化に取り組む者に対し、必要な費用の一部を助成する。</p> <p><b>【生垣づくり】</b> 公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去し生垣を設置する場合に、必要な費用の一部を助成する。</p> <p><b>【駐車場緑化】</b> 公道に面して、緑化延長 10 m以上の植樹帯を新設する場合、樹木を援助する。</p>
	☎ 044-711-6631	

## 宅地造成・かけ関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
宅地防災工事助成金制度	まちづくり局宅地企画指導課 宅地防災担当	宅地災害の防止・復旧を目的とする「宅地防災工事」、補修・補強を目的とする「宅地減災工事」に対し、工事費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-3035	
浸水低地改良資金貸付制度	上下水道局下水道管理課	家屋が低地にあって雨で浸水する場合、盛土等により改良する工事に必要な資金を貸し付ける。
	☎ 044-200-2922	

# 戸建て住宅・マンション（専有部）

住まい別

## 防犯関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅の無料防犯診断	市民文化局地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	専門知識を有する職員が一戸建て住宅やマンションなどの防犯診断を無料で実施する。

## 高齢者世帯向け制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
介護保険制度住宅改修費	健康福祉局介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者が行う住宅改修の費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は20万円) ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
介護保険制度福祉用具貸与	健康福祉局介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者に手すり等の福祉用具を、1割から3割の金額で貸与する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
介護保険制度特定福祉用具販売	健康福祉局介護保険課 ☎ 044-200-2687	要介護・要支援認定された高齢者に入浴補助用具や腰掛便座等の特定福祉用具を購入する費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は毎年度10万円) ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた高齢者が行う住宅改造に必要な費用の全部又は一部を助成する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
日常生活用具給付事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	ねたきり高齢者等に自動消火器等の日常生活用具を給付する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
高齢者等緊急通報システム事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 ☎ 044-200-2677	独居等の高齢者に、発作等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
※各区役所の 高齢・障害課連絡先	☎ (川崎区) 044-201-3080 (大師地区) 044-271-0157 (幸区) 044-556-6619 (高津区) 044-861-3255 (多摩区) 044-935-3266	(田島地区) 044-322-1986 (中原区) 044-744-3217 (宮前区) 044-856-3242 (麻生区) 044-965-5148
家具転倒防止金具取付事業	健康福祉局地域包括ケア推進室 ☎ 044-200-2628	独居の高齢者世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。
生活福祉資金貸付制度	各区社会福祉協議会	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行う。 住宅の増改築、補修、福祉用具等の購入に必要な経費は、「福祉資金」での相談となる。(貸付には条件・基準あり) ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区社会福祉協議会
	☎ (川崎区) 044-246-5500 (中原区) 044-722-5500 (宮前区) 044-856-5500 (麻生区) 044-952-5500	(幸区) 044-556-5500 (高津区) 044-812-5500 (多摩区) 044-935-5500

# 戸建て住宅・マンション（専有部）

住まい別

## 障害者世帯向け制度

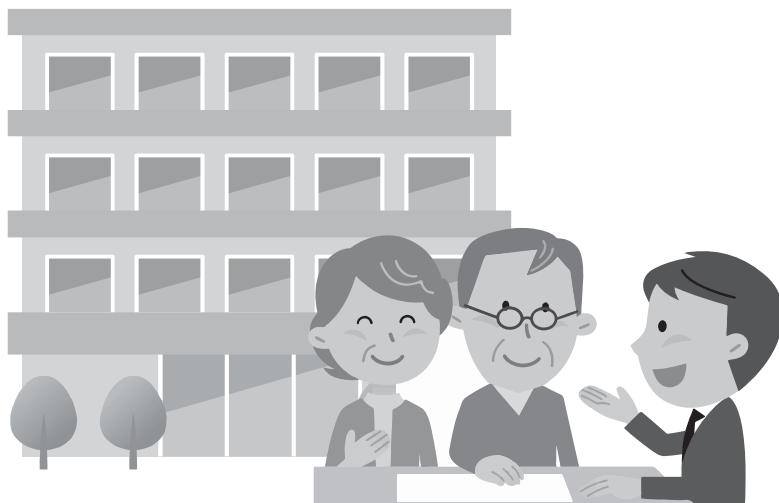
制度名	所管・連絡先	制度概要
在宅重度障害者（児） やさしい住まい推進事業	健康福祉局障害福祉課	重度障害者（児）が現に居住する市内の既存住宅を障害の状況に適するように行う改良工事、自立促進用具の設置や修理に必要な費用の一部又は全部を助成する。
	☎ 044-200-2653	
川崎市障害児（者） 日常生活用具給付等事業	健康福祉局障害福祉課	障害児（者）に日常生活の便宜を図ることを目的に日常生活用具を給付する。
	☎ 044-200-2653	
障害者緊急通報システム 設置運営事業	健康福祉局障害福祉課	一人暮らしの重度障害者等に対して、緊急時における連絡を確保するために、通報装置を設置する。
	☎ 044-200-2653	

## 賃貸住宅入居支援制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
川崎市居住支援制度	まちづくり局住宅整備推進課	高齢者等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、家賃の支払能力等があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用することで、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する制度
	☎ 044-200-2997	
川崎市住居確保給付金	健康福祉局 生活保護・自立支援室	住居を喪失している又は喪失するおそれのある離職された方又は個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少した方などに住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
	☎ 044-200-0309	

## 道路関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
狭あい道路舗装整備	まちづくり局建築審査課	幅員 4 m未満の道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）の拡幅に伴う後退用地の舗装整備を、市が無償で行う。
	☎ 044-200-3016	
狭あい道路拡幅整備助成金	まちづくり局建築審査課	道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）後退用地の寄付を行う場合に支障となる物件（塀など）の除却又は移設費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-3016	
私道舗装助成制度	建設緑政局施設維持課	私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部を助成する。 ※窓口は、各区役所道路公園センター
	☎ 044-200-2819	



# 戸建て住宅・マンション（専有部）

住まい別

## まちづくり整備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
密集住宅市街地整備促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、複数の老朽建築物を耐火・準耐火建築物の共同住宅等へ建て替える事業に対し、その調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
	☎ 044-200-2731	
住宅等不燃化推進事業 (耐火性能強化)	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、住宅等の建築にあたって不燃化推進条例に基づき、耐火・準耐火建築物へと耐火性能を強化することに係る費用の一部を補助する。
	☎ 044-200-2731	
住宅等不燃化推進事業 (老朽建築物除却)	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、老朽建築物（旧耐震基準または耐用年数超過）の除却に係る費用の一部を補助する。
	☎ 044-200-2731	
区画道路拡幅促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区の拡幅促進路線において、土地所有者等が後退する場合に支障となる堀等の除却又は新たな堀等の新設に係る費用の一部を補助する。
	☎ 044-200-2731	
区画道路寄附促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区的寄附促進路線において、後退により公道の中心から片側2mの範囲を道路状に整備した私有地部分を、その土地所有者等が川崎市に寄附申請する事業に対し、奨励金を交付し、分筆登記費等の一部を補助する。
	☎ 044-200-2731	
優良建築物等整備事業	まちづくり局地域整備推進課	良好な市街地環境を形成する事業に対し、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
	☎ 044-200-2730	
ブロック塀等撤去促進助成制度	まちづくり局建築指導課	道路又は公園に面する安全性の確認ができない高さ1.2mを超えるブロック塀等を撤去する場合に、費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-2757	

## 税制関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度	(川崎区・幸区) かわさき市税事務所資産税課 ☎ 044-200-3958	新築の認定長期優良住宅について、申告により固定資産税を減額する。
耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	(中原区) こすぎ市税分室資産税担当 ☎ 044-744-3243	耐震改修を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。
バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	(高津区・宮前区) みぞのくち市税事務所資産税課 ☎ 044-820-6567	バリアフリー改修工事を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。
省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	(多摩区・麻生区) しんゆり市税事務所資産税課 ☎ 044-543-8973	(窓の改修工事を含む) 省エネ改修工事を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。

## マンション（共用部）

住まい別

### 一般助成等

制度名	所管・連絡先	制度概要
マンション段差解消工事等費用助成制度	まちづくり局住宅整備推進課 ☎ 044-200-2996	分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の段差のある箇所に、手すりやスロープを設置する場合に、工事費用の一部を助成する。

### 耐震関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
マンション耐震診断に係る予備調査事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の分譲マンションの予備調査を行う建築士を無料で派遣する。
マンション耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断、耐震設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成する。
特定建築物等耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	特定建築物、特定建築物に該当しない小規模な福祉施設、耐震診断が義務化された大規模特定建築物の耐震改修等に要する費用の一部を助成する。
耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 ☎ 044-200-3017	耐震診断を義務化する道路に接する旧耐震基準の建築物について、耐震診断に要する費用の一部を助成する。耐震性が低いものについては、耐震性を高めるための工事費用の一部、または、除却（一棟すべて）費用の一部を助成する。

### アスベスト

制度名	所管・連絡先	制度概要
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	まちづくり局建築指導課 ☎ 044-200-2757	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事等の費用の一部を補助する。

### 省資源設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
家庭用生ごみ処理機等購入費助成制度	環境局減量推進課 ☎ 044-200-2579	家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等を購入する際、その一部を助成する。

### 環境配慮設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助制度 (スマートハウス補助金) (共同住宅)	環境局脱炭素戦略推進室 ☎ 044-200-3873	共同住宅の共用部分等に太陽光発電システムと併せて、定置用リチウムイオン蓄電システム、ピークル・トゥ・ホームシステム、高効率照明（LED照明等）、専有部の開口部断熱（二重窓等）を設置する際に、その費用の一部を補助する。（補助には条件・基準あり）

## マンション（共用部）

住まい別

### 宅地造成・がけ関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
宅地防災工事助成金制度	まちづくり局宅地企画指導課 宅地防災担当 ☎ 044-200-3035	宅地災害の防止・復旧を目的とする「宅地防災工事」、補修・補強を目的とする「宅地減災工事」に対し、工事費用の一部を助成する。

### 防犯関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅の無料防犯診断	市民文化局地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	専門知識を有する職員が一戸建て住宅やマンションなどの防犯診断を無料で実施する。

### 緑化関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
緑化助成事業	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	【屋上・壁面緑化】 建物の屋上・壁面を利用して緑化に取り組む者に対し、必要な費用の一部を助成する。
		【生垣づくり】 公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去し生垣を設置する場合に、必要な費用の一部を助成する。
	☎ 044-711-6631	【駐車場緑化】 公道に面して、緑化延長 10 m以上の植樹帯を新設する場合、樹木を援助する。

### 道路関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
狭あい道路舗装整備	まちづくり局建築審査課 ☎ 044-200-3016	幅員 4 m未満の道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）の拡幅に伴う後退用地の舗装整備を、市が無償で行う。
狭あい道路拡幅整備助成金	まちづくり局建築審査課 ☎ 044-200-3016	道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）後退用地の寄付を行う場合に支障となる物件（塀など）の除却又は移設費用の一部を助成する。

# マンション（共用部）

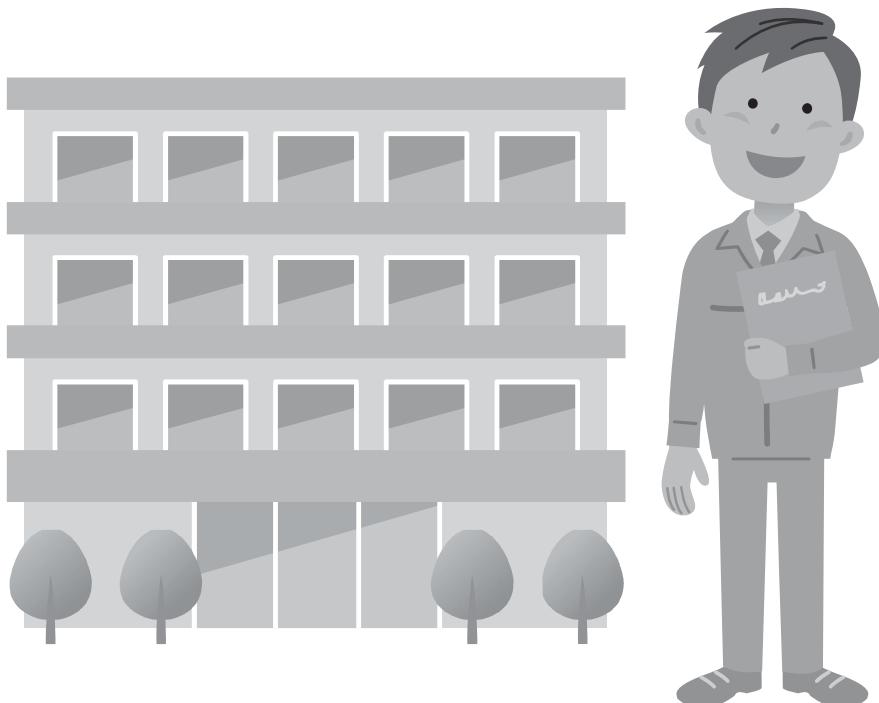
住まい別

## コンサルタント等派遣制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
コンサルタント派遣制度	川崎市まちづくり公社事業課 ☎ 044-211-3243	良好な市街地環境の形成と促進のために、まちづくりコンサルタントを派遣する。

## 税制関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	各市税事務所・市税分室	<p>新築の認定長期優良住宅について、申告により固定資産税を減額する。</p> <p>耐震改修を行った住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。</p>



# 高齢者・障害者・バリアフリー

分野別

## 一般融資等

制度名	所管・連絡先	制度概要
勤労者生活資金貸付制度	経済労働局労働雇用部 ☎ 044-200-2271	生活資金（住宅の増改築・修繕費等を含む）について市と提携する金融機関が低利で融資する。

## 高齢者世帯向け制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
介護保険制度住宅改修費	健康福祉局介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者が行う住宅改修の費用を、一定範囲で保険給付する。（支給限度額は20万円） ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
	☎ 044-200-2687	
介護保険制度福祉用具貸与	健康福祉局介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者に手すり等の福祉用具を、1割から3割の金額で貸与する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
	☎ 044-200-2687	
介護保険制度特定福祉用具販売	健康福祉局介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者に入浴補助用具や腰掛便座等の特定福祉用具を購入する費用を、一定範囲で保険給付する。（支給限度額は毎年度10万円） ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 介護給付担当
	☎ 044-200-2687	
高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた高齢者が行う住宅改造に必要な費用の全部又は一部を助成する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
	☎ 044-200-2677	
日常生活用具給付事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	ねたきり高齢者等に自動消火器等の日常生活用具を給付する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
	☎ 044-200-2677	
高齢者等緊急通報システム事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	独居等の高齢者に、発作等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
	☎ 044-200-2677	
※各区役所の 高齢・障害課連絡先	☎ (川崎区) 044-201-3080 (大師地区) 044-271-0157 (幸区) 044-556-6619 (高津区) 044-861-3255 (多摩区) 044-935-3266	(田島地区) 044-322-1986 (中原区) 044-744-3217 (宮前区) 044-856-3242 (麻生区) 044-965-5148
家具転倒防止金具取付事業	健康福祉局地域包括ケア推進室 ☎ 044-200-2628	独居の高齢者世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。

# 高齢者・障害者・バリアフリー

分野別

## 障害者世帯向け制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
在宅重度障害者（児） やさしい住まい推進事業	健康福祉局障害福祉課	重度障害者（児）が現に居住する市内の既存住宅を障害の状況に適するように行う改良工事、自立促進用具の設置や修理に必要な費用の一部又は全部を助成する。
	☎ 044-200-2653	
川崎市障害児（者） 日常生活用具給付等事業	健康福祉局障害福祉課	障害児（者）に日常生活の便宜を図ることを目的に日常生活用具を給付する。
	☎ 044-200-2653	
障害者緊急通報システム 設置運営事業	健康福祉局障害福祉課	一人暮らしの重度障害者等に対して、緊急時における連絡を確保するために、通報装置を設置する。
	☎ 044-200-2653	

## 賃貸住宅入居支援制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
川崎市居住支援制度	まちづくり局住宅整備推進課	高齢者等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、家賃の支払能力等があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用することで、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する制度。
	☎ 044-200-2997	

## バリアフリー制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
マンション段差解消工事等費用 助成制度	まちづくり局住宅整備推進課	分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の段差のある箇所に、手すりやスロープを設置する場合に、工事費用の一部を助成する。
	☎ 044-200-2996	



# 環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

分野別

## アスベスト

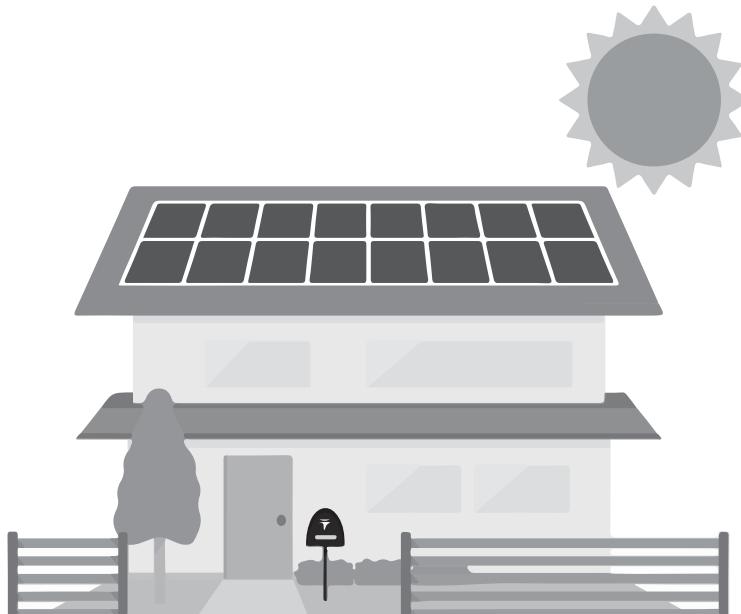
制度名	所管・連絡先	制度概要
民間建築物吹付けアスベスト 対策事業	まちづくり局建築指導課 ☎ 044-200-2757	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事等の費用の一部を補助する。

## 省資源設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
家庭用生ごみ処理機等 購入費助成制度	環境局減量推進課 ☎ 044-200-2579	家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等を購入する際、その一部を助成する。

## 環境配慮設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ 機器導入補助制度 (スマートハウス補助金) (個人住宅)	環境局脱炭素戦略推進室 ☎ 044-200-3873	住宅にエネルギー管理装置と併せて太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、ビーカー・トゥ・ホームシステム、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等を導入する際に、その費用の一部を補助する。(補助には条件・基準あり)
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ 機器導入補助制度 (スマートハウス補助金) (共同住宅)	環境局脱炭素戦略推進室 ☎ 044-200-3873	共同住宅の共用部分等に太陽光発電システムと併せて、定置用リチウムイオン蓄電システム、ビーカー・トゥ・ホームシステム、高効率照明（LED照明等）、専有部の開口部断熱（二重窓等）を設置する際に、その費用の一部を補助する。(補助には条件・基準あり)



# 環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

分野別

## 給排水設備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
水洗便所設備費助成制度	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、し尿浄化槽を廃止する工事の費用の一部を助成する。
水洗化改造特別助成工事	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	生活保護を受けている世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造する場合、特別助成として市が工事を施行する。
水洗便所改造等融資あっせん制度	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、し尿浄化槽を廃止する場合、費用の一部について取扱金融機関に融資のあっせんをし、利子補給を行う。
私道共同排水設備敷設助成制度	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	既設の私道に共同排水設備を敷設する場合の費用の一部を助成する。
私道共同排水設備修繕助成制度	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	既設の私道共同排水設備を修繕する場合の費用の一部を助成する。
私道内公共下水道整備制度	上下水道局下水道管理課 ☎ 044-200-0351	公道移管が困難な私道に対して、申請により市が公共下水道を整備する。
浄化槽の設置に融資、助成	環境局収集計画課 ☎ 044-200-2585	公共下水道が完備していない区域で浄化槽による水洗トイレを設置する場合の融資と助成を行う。

## 緑化関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
緑化助成事業	公益財団法人 川崎市公園緑地協会  ☎ 044-711-6631	<p>【屋上・壁面緑化】 建物の屋上・壁面を利用して緑化に取り組む者に対し、必要な費用の一部を助成する。</p> <p>【生垣づくり】 公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去し生垣を設置する場合に、必要な費用の一部を助成する。</p> <p>【駐車場緑化】 公道に面して、緑化延長 10 m以上の植樹帯を新設する場合、樹木を援助する。</p>

## 道路関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
狭あい道路舗装整備	まちづくり局建築審査課 ☎ 044-200-3016	幅員 4 m未満の道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）の拡幅に伴う後退用地の舗装整備を、市が無償で行う。
狭あい道路拡幅整備助成金	まちづくり局建築審査課 ☎ 044-200-3016	道路（建築基準法第 42 条 2 項の道路）後退用地の寄付を行う場合に支障となる物件（塀など）の除却又は移設費用の一部を助成する。
私道舗装助成制度	建設総合局施設維持課 ☎ 044-200-2819	私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部を助成する。 ※窓口は、各区役所道路公園センター

# 耐震・防災・防犯

分野別

## 耐震関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
木造住宅耐震診断士派遣制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行うために川崎市に登録された診断士を無料で派遣する。
木造住宅耐震改修助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事費用の一部を助成する。
建築相談員無料派遣制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	過去に市の木造住宅耐震診断士派遣制度を活用して耐震診断を行った方に、耐震改修やリフォーム等のアドバイスを行う建築相談員を無料で派遣する。
マンション耐震診断に係る予備調査事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	旧耐震基準の分譲マンションの予備調査を行う建築士を無料で派遣する。
マンション耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断、耐震設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成する。
特定建築物等耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	特定建築物、特定建築物に該当しない小規模な福祉施設、耐震診断が義務化された大規模特定建築物の耐震改修等に要する費用の一部を助成する。
耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	耐震診断を義務化する道路に接する旧耐震基準の建築物について、耐震診断に要する費用の一部を助成する。耐震性が低いものについては、耐震性を高めるための工事費用の一部、または、除却（一棟すべて）費用の一部を助成する。
耐震シェルター等設置助成制度	まちづくり局 防災まちづくり推進課 <b>☎ 044-200-3017</b>	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用の一部を助成する。

## 宅地造成・がけ関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
宅地防災工事助成金制度	まちづくり局宅地企画指導課 宅地防災担当 <b>☎ 044-200-3035</b>	宅地災害の防止・復旧を目的とする「宅地防災工事」、補修・補強を目的とする「宅地減災工事」に対し、工事費用の一部を助成する。
浸水低地改良資金貸付制度	上下水道局下水道管理課 <b>☎ 044-200-0351</b>	家屋が低地にあって雨で浸水する場合、盛土等により改良する工事に必要な資金を貸し付ける。

## 防犯関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
住宅の無料防犯診断	市民文化局地域安全推進課 <b>☎ 044-200-2284</b>	専門知識を有する職員が一戸建て住宅やマンションなどの防犯診断を無料で実施する。

# 耐震・防災・防犯

分野別

## まちづくり整備関係

制度名	所管・連絡先	制度概要
密集住宅市街地整備促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課  ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、複数の老朽建築物を耐火・準耐火建築物の共同住宅等へ建て替える事業に対し、その調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
住宅等不燃化推進事業 (耐火性能強化)	まちづくり局 防災まちづくり推進課  ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、住宅等の建築にあたって不燃化推進条例に基づき、耐火・準耐火建築物へと耐火性能を強化することに係る費用の一部を補助する。
住宅等不燃化推進事業 (老朽建築物除却)	まちづくり局 防災まちづくり推進課  ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区において、老朽建築物（旧耐震基準または耐用年数超過）の除却に係る費用の一部を補助する。
区画道路拡幅促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課  ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区的拡幅促進路線において、土地所有者等が後退する場合に支障となる堀等の除却又は新たな堀等の新設に係る費用の一部を補助する。
区画道路寄附促進事業	まちづくり局 防災まちづくり推進課  ☎ 044-200-2731	不燃化重点対策地区的寄附促進路線において、後退により公道の中心から片側2mの範囲を道路状に整備した私有地部分を、その土地所有者等が川崎市に寄附申請する事業に対し、奨励金を交付し、分筆登記費等の一部を補助する。
優良建築物等整備事業	まちづくり局地域整備推進課  ☎ 044-200-2730	良好な市街地環境を形成する事業に対し、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
ブロック塀等撤去促進助成制度	まちづくり局建築指導課  ☎ 044-200-2757	道路又は公園に面する安全性の確認ができない高さ1.2mを超えるブロック塀等を撤去する場合に、費用の一部を助成する。

## 高齢者世帯向け制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
家具転倒防止金具取付事業	健康福祉局地域包括ケア推進室  ☎ 044-200-2628	独居の高齢者世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。
日常生活用具給付事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課  ☎ 044-200-2677	ねたきり高齢者等に自動消火器等の日常生活用具を給付する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
高齢者等緊急通報システム事業	健康福祉局 高齢者在宅サービス課  ☎ 044-200-2677	独居等の高齢者に、発作等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供する。 ※具体的な相談・申請窓口は、お住いの区役所 高齢・障害課 地区 健康福祉ステーション 高齢者支援担当
※各区役所の 高齢・障害課連絡先	☎ (川崎区) 044-201-3080 (幸 区) 044-556-6619 (中原区) 044-744-3217 (高津区) 044-861-3255 (宮前区) 044-856-3242 (多摩区) 044-935-3266 (麻生区) 044-965-5148	

# 住環境まちづくり

分野別

## 住環境まちづくり

制度名	所管・連絡先	制度概要
町内会・自治会会館整備補助金交付制度	市民文化局 市民活動推進課 ☎ 044-200-2479	町内会・自治会会館の建替や、新規取得、耐震改修、その他改修等に要する整備費用の一部に対し、補助金を交付する。
防犯灯設置事業	市民文化局 地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	町内会・自治会等の申請にもとづき、道路等の公共空間への防犯灯の設置を行う。
防犯灯設置費補助制度	市民文化局 地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	町内会・自治会等が所有する防犯灯のLED化や、設置経費に対し、補助金を交付する。
防犯灯管理費・補修費補助制度	市民文化局 地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	町内会・自治会等が所有する防犯灯の維持管理費に対し、補助金を交付する。
防犯カメラ設置補助制度	市民文化局 地域安全推進課 ☎ 044-200-2284	町内会・自治会等の防犯活動団体が設置する防犯カメラの設置経費に対し、補助金を交付する。
環境配慮マンション向け住宅ローン	まちづくり局建築管理課 ☎ 044-200-3026	「川崎市建築物環境配慮制度」と連携した環境配慮マンション向け住宅ローン

## コンサルタント等派遣制度

制度名	所管・連絡先	制度概要
コンサルタント派遣制度	川崎市まちづくり公社事業課 ☎ 044-211-3243	良好な市街地環境の形成と促進のためにまちづくりコンサルタントを派遣する。
初動期のまちづくり支援制度	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当 ☎ 044-200-3025	住民主体の団体、グループ等の初動期のまちづくり活動について、コンサルタント等の派遣により支援を行う。
専門的知識を有する者の派遣	まちづくり局まちづくり調整課 ☎ 044-200-2953	総合調整条例の手続きを行っている事業の近隣関係住民から求められた場合、都市計画、建築等に関する制度の専門的知識を有する者を派遣する。

